



様式第2号(第6条、第7条、第9条、第10条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証

阿南環管第162号
令和7年11月18日

住 所 阿南市桑野町尾花117番地

氏 名 有限会社 青藍
代表取締役 青木 裕之 殿

阿南市長 岩 佐 義 弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日		令和7年11月20日
指定番号		第9号
事業の範囲	事業の種別	再生活用、再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類	剪定枝、伐採木、根株、流木類、草及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再生利用の目的		破碎後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料(チップ)として売却する。
指 定 期 間		令和7年11月20日から令和9年11月19日まで
指 定 条 件		裏面のとおり

注 1 一般廃棄物再生利用業の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。

2 次に掲げる場合は、市長に届出ること。

(1) 氏名又は住所、事業所の所在地等を変更したとき。

(2) 一般廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したとき。

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合すること。
2. 指定証は、呈示できるよう携帯すること。
3. 収集・運搬中においては、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにすること。
4. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、又は経済的信頼を欠くに至ることが予測される場合は、指定を取り消す。
5. 指定車両は、下記のとおりとする。

指定車両自動車登録番号							
徳島	130	か	1155	徳島	100	さ	1700
徳島	400	あ	868	徳島	130	あ	1722
徳島	400	あ	1016	徳島	130	あ	1721
徳島	100	か	3473	徳島	100	す	120
徳島	130	き	1717	徳島	100	あ	3965
徳島	130	い	1727	徳島	130	あ	1723
徳島	100	あ	3994	徳島	130	い	1725
徳島	400	わ	467	徳島	100	す	2747
徳島	400	わ	463	徳島	100	か	3182
徳島	130	あ	1720	徳島	400	わ	392
徳島	100	す	3827	徳島	100	か	2960
徳島	130	あ	1728	徳島	100	あ	3109
徳島	130	あ	1711	徳島	100	か	1472
徳島	11	け	937	徳島	130	い	1712
徳島	100	あ	3453	徳島	100	あ	4153
徳島	800	さ	9646	徳島	100	か	1489
徳島	100	か	3130	徳島	100	え	647
徳島	100	え	326	徳島	100	か	3296
徳島	130	あ	1715	徳島	100	か	3663
徳島	100	す	3807	徳島	100	か	3890
徳島	400	た	4645	徳島	100	あ	3129
徳島	100	あ	3130	徳島	100	あ	3970
徳島	400	あ	913				